

令和 2 年度 事業計画

社会福祉法人 秋田県民生協会

1. 経営方針

さらなる社会福祉事業の向上に努めていくため、これまでの各種事業で培われた福祉サービスについての知識、技術や情報を地域住民へ伝えていく場面を多く設定し、福祉に対する関心を地域全体で高めて行けるよう取り組みます。地域福祉の拠点施設として、地域からの認知度の高い法人づくりを目指し、豊かな地域福祉社会の形成に寄与します。

2040 年を見すえた国の施策である地域共生社会の実現においては、社会福祉法人による「地域における公益的な取組み」の促進が地域づくりの鍵になることから、複数法人連携による地域公益活動事業を展開します。

2. 重点事項

(1) 利用者に対する基本姿勢について

- ① 令和 2 年度より、あいかわ保育園の運営を行うことから、子どもの健全な心身の発達を図り、保護者や地域から親しまれる環境づくりに努める。
- ② 利用者への安心、安定な食事を提供できるよう、令和 3 年度セントラルキッチン運営に向け、セントラルキッチン準備室を設置し、建設する。
- ③ 利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ適切な福祉サービスに努める。
- ④ 社会、地域とのつながりを深めるため、地域行事に積極的に参加するとともに、地域住民との交流を促進し、利用者の幅広い生活・ケア環境の整備に努める。
- ⑤ 災害対策をより一層強化し、利用者が安心して安全な生活を送れるよう努める。

(2) 地域社会に対する取り組みについて

- ① 地域における公益的な取り組みとして、従来の公益事業活動の他、他法人との連携による公益事業活動を展開する。
- ② 地域との交流として、各施設の備品や、関係福祉団体へのマイクロバスの貸出し等を行う。
- ③ 地域住民に対し、温泉利用や憩いの場として「さざなみ温泉」を提供し、地域の期待に応えるとともに、低額でのマッサージ事業を行い、障害者への雇用の場として提供していく。
- ④ 地域交流及びボランティア活動として、交通公共施設の清掃美化活動と、老人世帯への除排雪活動を行っていく。
- ⑤ 中部地域包括支援センターと指定居宅介護支援事業所を運営することにより、地域で身近にある問題に即応できる相談支援体制を構築する。

- ⑥大規模災害に備え、法人内の危険箇所の点検を行うとともに、地域の避難所としての役割に応えることが出来るよう努める。

(3) 福祉人材育成・確保について

- ①職員が自己の職責を自覚し、職場の秩序を保持し、互いに「高い倫理観」と「人間尊重」のもとに、職責を遂行するよう育成に努める。
- ②職員が仕事を通じて成長と達成を実感できる職場作りを進め、よりよい職場の環境の中で、さらなるスキルアップのための専門資格取得への助成を行う等、育成に努める。
- ③人材確保において、Aターンフェアや秋田県合同就職説明会等に積極的に参加すると共に、クラブ活動等、広報活動にも力を入れる。
- ④秋田県介護サービス認証評価制度の認証事業所として、取り組みを継続する。
- ⑤「えるぼし」認定により、女性活躍推進法第9条に基づく認定を受けた事業主として、女性職員がその能力を発揮し、活躍できる雇用環境の整備に努める。

(4) マネジメントに対する基本姿勢について

- ①関係法令はもとより、法人の経営理念や諸規程、社会的ルールやモラルを遵守しコンプライアンスの徹底を図るとともに、社会福祉法人行動指針の実践に努める。
- ②会計監査人の設置により、法人の経営力強化、効率的な経営を図るとともに、財務情報の信頼性の向上、ガバナンス強化だけでなく、社会的信頼性の向上に努める。
- ③公益性の高い事業活動の推進及び信頼性の高い効果的・効率的経営の観点から、中・長期計画に沿って安定的な財務基盤の確立と施設整備を行う。
- ④広報・ホームページ等で積極的な情報開示、情報提供に努め説明責任を果たしていく。